

## 総務文教常任委員会

平成24年4月18日(水)

### ◎ 開 議 の 宣 告 (午後 1時29分)

○委員長(国本一夫) ただいまから総務文教常任委員会の会議を開きます。

出席委員数は8名であります。

本日の所管事務調査は、その他の市政一般に関するもののうち、伊達市特別表彰規則の制定と伊達市名誉市民に関する条例施行規則の改正、市民活動に関するもののうち、小規模集会施設・自治会館の整備方針についての以上3件であります。

最初に、伊達市特別表彰規則の制定を議題といたします。

この件について説明を求めます。

○総務課長(椎名保彦) 伊達市特別表彰規則の制定についてご説明申し上げます。

表彰につきましては、毎年行っております伊達市表彰、それから教育委員会で行っております芸術文化表彰、そして市民スポーツ表彰がございますが、先ごろ伊達市出身で現在東京で活動されております藤田貴大さんが、岸田国土戯曲賞を受賞いたしました。この賞は歴史がございまして、演劇界の芥川賞とも呼ばれ、これまで井上ひさし、唐十郎、つかこうへい、三谷幸喜など演劇界の第一人者が受賞している賞でございます。このたびの受賞の偉大性や伊達市出身という全国的な発進力の貢献度を考慮いたしまして、またタイムリーな話題にマッチングする賞の創設をしたところでございます。

賞の名称は、伊達市特別表彰で、規則につきましては、次ページの2ページにございますが、市民のほかに市のゆかりのある方も受賞の対象にいたしまして、タイムリーな時期に表彰を行い、表彰状と記念品を贈呈することにいたします。

表彰の基準につきましては、また次のページの3ページにございますが、別に内規を定めまして、スポーツであればインターハイ、高校総体以上の全国大会優勝者や文学であれば芥川賞や直木賞受賞者などを対象といたしまして、市外在住者が表彰式に出席する場合には、市負担で旅費を支給することといたします。

それで、本年はくしくも市制施行40周年でございます。8月23日の記念式典で藤田さんをこの賞で表彰する予定にしているところでございます。

以上、説明を終わります。

○委員長(国本一夫) ただいま説明がありましたこの件について質疑をお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(国本一夫) ないものと認め、質疑を終わります。

次に、伊達市名誉市民に関する条例施行規則の改正を議題といたします。

この件について説明を求めます。

○総務課長（椎名保彦）　続きまして、伊達市名誉市民に関する条例施行規則の改正についてご説明申し上げます。

資料の5ページに一覧表がございます。今までの名誉市民を載せておりますが、これまで合併後の旧大滝村を含めて11名の方が名誉市民でございました。すべて現在故人となられておりまして、現在はいない状況でございます。名誉市民につきましては、6ページ、7ページでございます条例を定めて、名誉市民になった場合の特典や待遇などを決めておりますが、名誉市民になるための基準につきましては、ちょっと前のほうに戻っていただきまして、4ページの規則の第2条の3項目のいずれかに該当することが条件でございます。今までの名誉市民につきましては、ほとんどがこの2条の1号該当の行政や議会関係者でございました。まちの発展の礎を築き上げられてきた方々でしたが、しかし今日伊達市のまちづくりも進みまして、役職の地位についている方が名誉市民になる重要性が失われたものと判断されます。また、現状におきましても該当者も皆無でございますし、今後も輩出される見込みがないことから、推薦基準の第2条の第1号を削除いたしまして、残りの2項目を名誉市民の推薦基準とするように改正をしまいたいという考えでございます。

説明は終わります。

○委員長（国本一夫）　ただいまの説明がありましたこの件について質疑を願います。

○委員（小泉勇一）　今説明がありましたけれども、今までの例からいきますと、この基準の第2条第3項に該当した人が1人だと思います。あと2番目の岡蕃さんの市議の4年は、これ間違いで、道議の4年の間違いだと思いますけれども、検討して間違いのないように記載しておいたほうがいいのではないかと思います。

今まで11人の人が名誉市民になったわけですが、いずれも故人であります。もしこのように改正すると、これからこのような功績のあった人は表彰の該当にならない、名誉市民の該当にならないということになるわけで、特段この条文を抹消しないでにおいても邪魔にも何もならないだろうし、それからこれからそんなに莫大に何人もふえるなんていう性格のものでもないと思われまます。名誉市民のこの項を削ってしまいますと、もう当面名誉市民になる人が出てこなくなる。そうしたら、名誉市民も要らなくなるというふうなことにもなりかねない。もともと名誉市民というのは、こういういろいろな市の発展に功績のあった人が各地区ともなっているのだと思いますけれども、そういった他市町村の事例等も考えて、私はこの項は削らなくてもいいのではないかと思いますけれども、見解をお聞かせいただきたいと思います。

○総務部長（篠原弘明）　お答えいたします。

確かに解釈上は可能といえば可能なのですが、実はなかなかやはり扱いにおいて基準が揺れ動く可能性がございます。ですから、ある人はいい、ある人は悪いというふうな、非常にあいまいな基準のまま進む可能性があるということで、私たちはやはり今日の背景を踏まえたときに、確かに名誉市民というハードルが物すごく高く実は上がってしまいます。ですから、よっぽどでない、これ名誉市民ということにならないと思いますけれども、それなりのお金を支出したりということになりますから、ここは時代背景も踏まえて襟を正して、極論から言うと、やはり行政、それから政治という形でかわった者は、この際もうはっきり明確に排除するという形で割り切っ

て進みたいというのが考え方でございます。

以上でございます。

○委員（小泉勇一） 考え方としてはわかりました。だけれども、これ結局は市の恐らく部長さん方の考え方だと思うのですけれども、こういうことをやるには少なくとも市の部長クラス、幹部の人たちだけでなく、多くの市民の中から、例えば表彰審議会の意見を聞くとか何らかの形で進めていかないと、今部長の言った意味もわからぬわけではありませんけれども、そうすると、今までは何だったのかという話になる。

それと、名誉市民というのは、やっぱり地方自治に貢献したり、今までのまちづくりに貢献したりする人たちを名誉市民と、基準はあいまいだと言われれば確かに今まで受賞された人もあいまいといえればあいまいな部分はあると思います。それは否めないと思いますけれども、やはりそれなりの功績を評価して、名誉市民に表彰したと思いますから、そのあたりは検討してからでもいいのではないかと思いますけれども、見解をお尋ねしたいと思います。

○総務部長（篠原弘明） そのあたりも十分考慮した結果であります。私たち担当する者、それからこれはうちの市長、理事者の意向も十分踏まえまして、従来からこの問題は非常にあいまい性があって、実際いろいろな意見も寄せられるという中で、やはりある程度、もうこの際明確に進むべき道を示すという形で進みたいというのが私たちの中では一致した意見、揺るがない意見として考え方があるものですから提案をさせていただきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○委員（小泉勇一） 具体的に言えば、該当者といえますか、一番近いのは前回やめられた阿部前市長であり、それから今の市長の菊谷市長は14年ですか、今入れて。今期全うすれば16年ですから、その一番近いところにおられる方です。市長は要らないというのであれば、そんなのやることありませんから、少なくともこれからの問題なのです、伊達市の。前阿部市長も何か辞退されているやに聞いてはおりますけれども、これも状況がどうなるかわかりません。もう少し年とったら、おれ考え変わったからなんていうかもしれませんから、やっぱりこれはあっても邪魔にも何にもならないものですから、別に今の市長がそういうのであれば、絶対やらなくてもいいですよ、そんなもの市長にやるからなんてつくったわけではありませんからと言えばいいのだから。だけれども、これを外すということに私は少なくとも反対をしたいと思います。

○委員長（国本一夫） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、質疑を終わります。

最後に、小規模集会施設・自治会館の整備方針についてを議題といたします。

この件について説明を求めます。

○自治防災課長（星 洋昭） 小規模集会施設・自治会館の整備方針についてご説明いたします。

市では、これまでコミュニティセンターの整備を中心に公共施設の整備方針を進めておりまして、これまで4カ所のコミュニティセンターを建設してまいりました。

ただ、近年社会情勢の変革などから、旧福祉ホームなどの身近な集会施設が望まれるようになって

てまいりまして、コミュニティセンター建設へのニーズが減少してきているところであります。これを受けまして、小規模集会施設及び自治会館の整備にシフトしてまいりまして、地域活動の促進と財政運営の効率化を考える上から、民設民営への移行、移管等を含めた整備方針をつくりました。

まず最初に、小規模集会施設についてご説明いたします。小規模集会施設につきましては、これまで増改築にかかわる市の補助制度がありませんでした。ですから、自治会が主体的に建設すると、改築する、増築するという場合に対しての補助要綱がありませんでしたものですから、この際上限を1,500万円とした補助要綱を策定いたします。これまで運営費につきましては、光熱水費を中心に市のほうから2分の1の補助をしてまいりましたが、これにつきましては、今後も自治会立になりましても継続していこうというふうに考えております。

次に、自治会館についてなのですが、これまでの制度につきましては、新築の自治会館につきましては補助率2分の1、修繕につきましては補助率3分の1という内容の補助要綱をもとに、これまで建設されてまいりました。自治会員の負担の額がかなり大きいものですから、この際はその負担を軽減するために補助率をアップするという内容で、新築、修繕両方とも補助率を3分の2に上げ、上限額を新築につきましては500万から1,000万、修繕につきましては上限50万から100万というような形、修繕の下限、一番小さい金額も16万から33万に額、補助率をアップするという内容の要綱を本年4月1日に制定したところであります。

さらに、平成22年の自治会館の新築のうち、みはらし会館がもう既に建築されておりまして、旧制度にのっとって補助していたところなのですが、その時点から自治会負担の軽減について内部で検討を進めていた関係もありまして、今回の要綱制定に合わせ、附則を22年4月に遡及しまして、新築自治会館に限って今回制定しました補助率で遡及して補助するというふうに考えております。

次に、修繕の定義につきましては、定義といいますか、幅につきましては、これまでも議論があったところなのですが、新築10年以上経過した建物について、自治会館、それからこれから出てくるであろう小規模集会施設につきましても修繕について補助をします。補助については、自治会館、小規模集会施設両方同じルールで補助していきたいと。内容につきましても建物の耐用年数を引き延ばすことを目的とした工事について、修繕の補助をしていきたいというふうに考えておりまして、屋根のふきかえ、壁の張りかえ、それからこれについてはペンキ塗装なども含めた内容でこれの対象としていきたいと。そのほか内装工事や高断熱化工事などなど、目的に合わせた修繕工事につきましても補助対象としていくという考えであります。そのほか環境整備に伴う備品なんかにつきましてもこの修繕の一括施工に関しましては補助の対象とするというようなことで、自治会に極力負担のかからないような形でのルール改正となりました。

ただ、毎年毎年修繕というようなことは現実的に考えづらいものですから、修繕後、5年間は次の修繕補助をしないというふうなことを前提に、計画的な修繕を心がけていただくというようなことで、今回の整備方針、補助要綱について策定したところであります。

今後の取り組みなのですが、これから出てくる案件がほとんどなのですけれども、前年度中に、例えば25年度に補助するとなりましたら、24年度中に改築、新築、修繕の計画を自治会から要望を聞きまして、計画概要を確認した上で予算要求、それから優先順位を決めて、予算の範囲内で補助

できるようにというふうなことで考えております。

以上、説明とします。

○委員長（国本一夫） ただいま説明がありましたこの件について質疑はありませんか。

○委員（山田 勇） まず、これから対象となる小規模集会施設、これについては新築の場合は、ある程度考えていくということによろしいですか。どのような1,500万、いろんなことがあると思いますが。

○総務部長（篠原弘明） お答えいたします。

従来は小規模集会施設、今現時点も市の所有のものと、それから民設のものと今入りまじった状態であります。今後はまだ修繕がきくうちはいいのでしょうかけれども、老朽化で新たに建てかえるといったときは、民設民営ということの大きな方向転換、方針転換をして、それに対して1,500万を限度に助成をしていくと。当然自治会の世帯数でもって、ちょっと区分がございますけれども、最大は1,500万ということで補助をしていきたいという考え方でございます。

以上でございます。

○委員（山田 勇） それから、今これから修繕費が2分の1から3分の1に上がっていくということを確認よろしいですね。

それから、ちょっとわからなかったのですが、修繕しますよね。この1つの施設が修繕しました。5カ年は修繕費は認めないよというのは、これはどういう前提なのですか。どういうこと、要するに電気は修繕しました。今度は水道いかれたら水道というふうな修繕ではないということですか。ちょっと済みません。

○総務部長（篠原弘明） お答えいたします。

ここで言っているのは、基本的には耐用年数を延ばすような修繕、ですから下限も50万という基準額の設定をしております。ですから、これはある程度基本的には例えば向こう5年を含めたような計画を立てていただいて、累積で50万を超えるような、そういう計画で提出いただきたいと。

ただ、突発的な緊急性のあるものは、またこれは別に考えざるを得ないのかなと思いますけれども、一般的な修繕として考えたときには、ある程度計画的に実施していただきたいということの押さえでございます。

以上でございます。

○委員（山田 勇） 計画性をつくって下限50万円の修繕ということで。それで、この中で50万以上が3分の2の補助の気持ちで50万という上限なのですか、全額を補助するということになっていきますか、修繕費。

○総務部長（篠原弘明） 補助対象経費の下限が50万ですから、全体で50万以上の工事になれば、その3分の2を出したいと。ですから、50万の3分の2は33万、一番低いレベルでいったとき、50万の3分の2は補助しますよという考え方です。ですから、工事費総体としては50万を超えないと、補助対象には乗ってこないという意味なのでございますが、こういう回答でよろしいですか。

○委員（山田 勇） 50万以上になったら、常に3分の2を補助しますよと、それも50万までだと。五十一、二万になったら、2万円を引いた3分の2ということによろしいですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（山田 勇） 違うの。どういうこと。

○総務部長（篠原弘明） 例えば60万であれば60万掛ける3分の2、55万であれば55万掛ける3分の2という出し方になります。

○委員（山田 勇） わかりました。済みません。

○委員（小泉勇一） これは伊達市の行政改革2002の集中改革プランでこういうふうないろいろ表が出たり、それから今回のようなこれからこうするのだよという方向性が見出されたものだというふうに思いますけれども、そうしますと、今までいろいろここにも示されていますけれども、何年に建って自治会の戸数が何戸であるとか、そういうものがいろいろ検討されて、おおよそこの建物は何年ぐらいで改築しなければだめだとかなんとかというおおよそのめどか何かを立てられて、この表を出されたのかどうなのか、その辺をまずお尋ねしたいと思います。

○総務部長（篠原弘明） 耐用年数が何年もつかというようなことは、恐らく個々の施設の状況にはありますので、それは必ずしも議論してごさいませんが、いわゆる世帯数と大きさでいくと、現実に今一番直近であったもので坪30万程度でおおむね建った施設がごさいます。ですから、そこを一定の基準としまして、例えば世帯数50以上であれば、30坪掛ける例えば50坪ぐらいのイメージ、それから100から250の世帯数であれば、例えば40坪、ある程度そのような上限を実績を勘案しまして、最低レベルのものではありましようけれども、それらを参考に基準を決めたというのがいきさつでございまして。

以上でございます。

○委員（小泉勇一） わかりました。

自治会の戸数も200戸以上あれば、多ければ多いほどいいのですけれども、そういうところは余り問題ないと思うのですけれども、この表で見る限りは最低10戸ですよね。それで、面積も結構10戸にしたらあるのです。結局今までの面積そのまま建てようとしたら、今仮に部長が言った30万でもいいのですけれども、30万で建てるにしても大変なことだと思うのですね、そのまま建てるとしたら。仮に市から1,000万……1,000万はだめですね、10戸だから1,000万全然ないのですけれども、補助もらっても非常に建て替えるのに無理があるというか、今までぐらいのものはこの制度だけではできないのかなと思うものですから、やはりそのあたりは市が指導して、隣10戸と20戸の自治会があれば、その2つの自治会で建てるよとか、そういう指導もしていかないと、なかなかこの制度はうまく機能しないのではないかと思いますけれども、そのあたりのお考えはいかがですか。

○総務部長（篠原弘明） お答えします。

ちょっと今回説明はしませんでしたけれども、整備方針の2ページの4番目の小規模集会施設のところちょっと触れているのですけれども、あくまで今後指導していくに当たっては、世帯数の規模及び集会施設の位置などを勘案して、自治会に対し共同設置、共同利用についても指導を行うということを前提にさせていただきます。ですから、今あるものがこれすべて今現在市内には小規模集会施設が11カ所、それから自治会館38カ所ということでかなり大きくなってございます。ですから、今後もどんどん、どんどん世帯数が減ることが予想されます。ですから、修繕計画が上がっ

た時点で、必ずそのようなお話をさせていただいて、ほかと一緒にできないのか、そのあたりも指導していきながら進めてまいりたいと、このように考えてございます。

○委員（上村 要） 今小泉委員から言われたように、大滝もこれ7カ所ほど集会所あることになっていますけれども、戸数からいくと10戸未満のところも中にはあると思うのですが、これらについては修繕費関係の負担ということでいくと、非常にそういう人たちが負担していくということになると、はい、いいですよということはなかなか難しいのかなと、こんな気もします。

それと、しからは隣の地区と合同で1つの集会所、2カ所を1つにとか、3カ所を1つにとっても、距離的な問題もありますし、なかなかスムーズにいくのかなと。実際的には2戸ぐらいになったところで、一緒に編入のような形になったところがあるのですけれども、ちょうど合併したところだと思うのですが、一緒になったところはあるのですけれども、それ以外のところについては、なかなかそういう隣といっても何キロか離れたような状況になるものですから、そしてまた地域的にお年寄りだけが残っているというか、そうすると、足の問題、まず出てくると思うのですが、そういうことからいってもなかなか負担してまで、それでは集会施設を維持していくかということには抵抗があるのではないかと思うのですが、こういうように数字でびしっと決めてしまうこともいいかと思うのですけれども、もう一つ、その地域の実情によっては、何か検討するような余地を残すような、そういうことは検討されるというか、検討していただくことはできるのかどうか、その辺の考え方を伺いたいと思います。

○総務部長（篠原弘明） お答えいたします。

実は今最初に示しました方針の同じく2ページの先ほどお話ししたちょっと下に、なお、その他の公共施設全体の整備方針については、行政改革大綱2011実施計画で検討するというふうに実はちょっとうたっているのですが、これは今まさにおっしゃられた大滝の集会所もそちらのほうで検討したいと思っております。

今回の考え方でいってしまうと、大滝は全く世帯数でいくと合致しません。ですから、今回の考え方の中に、実は大滝区は含めてございません。それで、現在行革の中で大滝ばかりではないのですけれども、公共施設の全体の見直しを行うということが計画に盛り込まれてございます。ですから、特に大滝に関しては、大滝全体の計画というものをその中で検討していきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○委員長（国本一夫） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものを認め、質疑を終わります。

以上で所管事務調査は終わりました。

お諮りいたします。調査結果報告書の案文については、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、そのように決定いたしました。

以上で総務文教常任委員会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

◎ 閉 会 の 宣 告 (午後 1時59分)